

松戸市教育委員会会議録

平成25年3月定例会

松戸市教育委員会会議録

平成25年3月定例

開 会	平成25年3月7日 (木) 14時00分	閉 会	平成25年3月7日 (木) 15時55分	
署名委員	委員長 關 英 昭	委 員	瀧 田 泰 子	
出席委員 氏 名	委員長 關 英 昭	○	委 員 八 田 賢 明	○
	委員長職務代理者 瀧 田 泰 子	○	委 員 山 田 達 郎	○
	委 員 松 田 素 行	○	教育長 山 根 恭 平	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覽表

平成 25 年 3 月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職名	氏 名	No.	部課名 及び 職名	氏 名
1	生涯学習本部長	柳 説子	21	教育総務課主任主事	橋本 欣之
2	学校教育担当部長	遠藤 雅彦	22	指導課長	相磯 克典
3	企画管理室長	平林 大介	23	博物館次長	松本 繁幸
4	〃 参事補	山口 明	24	〃 補佐	諸角 滋章
5	〃 専門監	高橋 昌之	25	戸定歴史館長	田岡 恵子
6	〃 室長補佐	堀内 文江	26	教育研究所長	大井 徹
7	〃 主査	小宮 光生	27	図書館長	石井 久雄
8	〃 主任主事	内藤 秀明	28	〃 補佐	山田 泰子
9	〃 主任主事	藤中 孝一	29	〃 補佐	安川 篤子
10	学務課長	泉 晴行	30	〃 補佐	渡部 光洋
11	〃 補佐	山本 正美	31		
12	〃 補佐	織原 一浩	32		
13	〃 主幹	鈴木 敏雄	33		
14	公民館長	須田 昌彦	34		
15	社会教育課長	櫻井 茂	35		
16	〃 補佐	向後 文大	36		
17	教育施設課長	森 擁雄	37		
18	教育総務課長	池上 誠一	38		
19	〃 補佐	関川 恵美子	39		
20	〃 主査	萩原 弥生	40		

平成25年3月定例教育委員会会議次第

1 日 時 平成25年3月7日(木) 午後2時00分

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

・ 議 案

① 議案第9号

松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則
の制定について (企画管理室)

② 議案第10号

松戸市教育委員会表彰規則等の一部を改正する規則
の制定について (企画管理室)

③ 議案第11号

松戸市立小学校及び中学校に勤務する非常勤職員就
業規則の一部を改正する規則の制定について (企画管理室)

④ 議案第12号

松戸市文化ホール条例施行規則等の一部を改正する
規則の制定について (社会教育課他)

⑤ 議案第13号

松戸市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則
の制定について (図書館)

⑥ 議案第14号

松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一
部を改正する訓令の制定について (学務課)

⑦ 議案第15号

松戸市教育功労者の表彰について (学務課)

4 その他

委員長 本日の教育委員会会議に、4人の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

それでは傍聴人に入っていただいでください。

(傍聴人入室)

◎開 会

委員長 ただいまから平成25年3月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を瀧田委員にお願いします。

◎議案の提出

委員長 日程に従い議事を進めます。

本日の議題は議案7件となっております。

◎議案第9号

委員長 初めに、議案第9号「松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

企画管理室長 議案第9号「松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則の制定について」、ご説明いたします。

本議案は、松戸市行政組織条例の制定による市長部局における組織改革に準じ、教育委員会事務局の組織改革を行うとともに、各所属における所掌事務等を整備するため、ご提案するものでございます。

今回の規則改正は、改正項目が広範囲によるため、全部改正の方式によることといたしました。具体的な改正内容につきましては、後ほど、資料10ページ以降の新旧対照条文をご覧

いただきながらご説明いたしますが、まずは、資料21ページ、議案参考資料2「松戸市教育委員会事務局組織新旧対照図」をご覧ください。こちらは、松戸市教育委員会事務局の現行組織と、平成25年4月1日以降の組織改革後の組織とを比較するものでございます。

組織改革につきましては、前回、2月定例教育委員会会議においてご承認いただきました組織定数に関する基本方針に基づき、本部制を廃止し、生涯学習部と学校教育部の2部から成る部制に移行いたします。

各部の所属課は、生涯学習部には、現行の生涯学習本部内の所属課のうち学校教育担当部に属しない課が、学校教育部には、現行の学校教育担当部に属する課がそれぞれ所属します。

まず、生涯学習部内の所属課の編制でございますが、企画管理室が廃止となり、新たに教育企画課を設置します。また、教育総務課の名称を教育財務課に変更します。なお、青少年課につきましては、その所管する少年センターとともに、市長部局に移管される予定となっております。

次に、学校教育部内の所属課でございますが、こちらは現行との変更点はございません。

このように2部制へと移行することに伴いまして、各部における統括課を設けることといたしました。凡例に示しておりますとおり、4月以降は、生涯学習部教育企画課及び学校教育部学務課が、それぞれの部の統括課として事務をとり行うこととなります。

なお、教育委員会独自の執行体制として、部の統括課ではございませんが、社会教育課において社会教育部門内の統括業務をとり行うことといたしました。

以上が、新年度の組織改革の内容でございます。

引き続き、10ページ以降の議案参考資料1、新旧対照条文をご覧ください。主な改正内容について、ご説明いたします。

まず、第3条の表でございますが、ただいまご説明した組織図に基づき改正をいたします。

11ページをご覧ください。第4条及び第5条では、第4条で部の統括課の、第5条で各課共通の事務を定めました。特に第4条第3項は、社会教育課が社会教育部門の統括業務を行うことと規定いたしました。

14ページをご覧ください。こちらの表は、各所属の事務分掌を記載したものでございます。このたびの組織改革に伴い、組織名称を変更するもののほか、各課の所掌事務を再検証した結果、改める必要があるものについて改正を行う内容となっております。

教育企画課では、新たに教育委員会事務局内の連絡調整業務を設けるほか、各課の所管に

属さない事項についての調整を所掌事務としました。

続いて、16ページでございます。社会教育課では、新たに社会教育部門の統括業務を設けるほか、業務の一部を公民館に移管します。

次に、17ページ、青少年課は、少年センター業務を含め、その業務が市長部局に移管されるため、削除します。

次に、17、18ページにかけての学務課では、新たに部の統括課としての業務を設けました。

次に、19ページ、指導課では、新たに市長部局の少年センターとの連携業務を設けました。

最後に、20ページ、公民館の事業でございます。公民館では、先ほどご説明した社会教育課からの業務移管を受け、公民館管理運営規則第2条の事業に、新たに、文化事業の開催、視聴覚教材の貸与、各種団体の育成指導を加えました。

なお、14ページから19ページまでの表について、所掌事務の順番に入れかえが発生している所属がございますが、そちらは、今回の規則改正を契機として、所属内の班ごとの分担業務をまとめる作業を行った結果であることを申し添えます。

以上が、規則の改正内容でございます。

本規則の条文につきましては、資料2ページから9ページまでに記載のとおりとなっております。施行日は本年4月1日を予定しております。

説明は以上でございます。ご質問につきましては、担当課より説明をさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

議案第9号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより、質疑及び討論に入ります。

山田委員 それでは、ちょっと要望の意味も含めて、教えていただければと思います。

まず、1点は、統括課をつくるということで、生涯学習部については教育企画課、それから学校教育部については学務課だということと、あと、社会教育課が社会教育部門の統括ということ。統括という意味が、言いかえればどういうことなのかということの確認がまず1点です。

それから、社会教育課の社会教育部門内を統括するという、その社会教育部門というのはどの部分を指しているのかということのを、例示を挙げていただければありがたいです。

最後、3点目です。生涯学習部と学校教育部の2つの部に分かれて、生涯学習部の職務分掌ですか、14ページの表を見ますと、これは以前と変わらず、一番最初に、事務の概目とい

うところに、「教育行政の基本的計画の企画、策定、推進及び調整に関すること」ということで変わらずありますので、いわゆる学校教育部門についても含まれているのかなというふうに思っております。それについても教えていただきたいと思えます。

その3点が具体的な質問です。その質問の背景は全部一緒なんですけれども、結局、分担といいますか、事務分掌、その責任の所在の流れが、この組織図に落としたときに、実態と合っていればいいんですけども、ちょっと外から見てどうなのかなと思うところが少し、今の3点のところ具体的に解決できるかなというところでの質問でございますので、お願いいたします。

企画管理室専門監 まず1点目、統括についてですが、業務内容としましては、先ほどの説明に入っておりますとおり、第4条に記載の「部の企画、人事、研修、組織、危機管理、予算、決算及び会計に係る所管部門との連絡調整に関すること」というのが一つと、あと、部の庶務、部内の各課と連携して業務を行っておりますので、それらの連携を保ちながら行っていく庶務業務もその中に含まれます。基本的にはそういうことになりますので、その言葉のとおり、部内の統括を基本的として、部内が現在どのような状況で動いているのか、そのようなことについても統括課が把握する流れになってまいります。

2点目が、社会教育部門がどこまでかということですが、先ほどの21ページの資料をご覧になっていただきまして、4月1日以降の社会教育課から博物館までの範囲が社会教育部門と位置づけております。

3点目、教育行政に関することで、教育企画課に以前同様の言葉が入っているけれどどうかということですが、これにつきましては、教育委員会の場合には、まず教育委員会という組織がございます。教育委員の皆様は教育委員会ではなく、事務局というような意味でございますが、この教育委員会の事務は、やはりどこかの部署が責任を持って行っていないと、教育委員会全体としての業務運営が成り立たないということがございますので、今回の改正に当たりましては、部としては2つの部に分かれていますが、2つの部をまたがり行っていかなければいけないような内容、これにつきましては、教育委員会全体の取りまとめとして、教育企画課を改めてその位置づけにしまして、教育委員会全体の動きをすべて行っていくように、教育企画課に文言を残しているというのが現在の考え方になっております。

以上です。

山田委員 委員長、ちょっともう1回、今の点、補足してもよろしいですか。

委員長 少々お待ち下さい。八田委員に緊急の用件が発生し、退席せざるを得なくなりました。ご了承願います。

どうも失礼しました。もう1回質問をお願いします。

山田委員 今の件でちょっともう1回、確認ですが、大体説明はわかりました。文言どおりという部分と、それから、もとの企画管理室が教育委員会全体、事務局全体を統括していたというこの流れはあくまでも事務上あるというところで、そうすると、社会教育分野についての、ここで言う4条に書いてある、部の企画、人事、研修、組織、危機管理、予算、決算及び会計に係る所管部門との連絡調整にかかわるということは、社会教育部門は生涯学習部の一つでもあるわけですが、その企画を立てたり連絡調整したりするのは、結局、社会教育課なんですか、それとも教育企画課なんですか。

企画管理室専門監 社会教育課におきまして、まず社会教育行政にかかわる部分について調整を図った上で検討していくことになります。ですから、まず社会教育関係課が、社会教育はこうあるべきだという考え方をつくり、その上で、必要があれば教育委員会全体、そこまでの範囲が必要なければ、生涯学習部の範囲内で検討して、最終的に決定する流れです。

山田委員 ちょっと動き出さないとわからないところもあるんですけど、例えば予算の対応ですね。議会での対応は私どもはよくわかりませんが、ご答弁をいただくときに、どなたがその部分の責任を持たれるのかということだけ。課がある以上、課なんだろうけれども、そこを統括されるというのが少しまだちょっと複雑で見えにくいなという思いがいたしましたので、こちら辺のところは運用の中で少しこなれていくところもあるかと思うんですけど、外から見てわかりにくくならないような案内を、市民に向けてやっていただきたいというふうに思いました。

以上です。

松田委員 ちょっと長くなるかもしれませんが、幾つか質問させていただきます。

まず、第3条です。2ページの第3条、事務局にこれこれを置くという条文と21ページの事務局の組織との関連についてお願いします。つまり、公民館、図書館、戸定歴史館、博物館というのは、事務局に属さないということになってくるのでしょうか。それとも、属するけれども、これは規則の中には入ってこない。部、課、担当室、これとは別格の扱いになるんだという、そういう意味なんですか。教えてください。

企画管理室専門監 ただ今のご質問ですが、今回提案をしておりますものは教育委員会事務局の設置及び組織に関する規則で、今ご指摘いただきました公民館等につきましては、教育機

関ですので個別に条例規則で定めております。そのため、第3条には入っていないことになります。ですから、先ほどの別表の事務分掌等につきましてもそれらの課についてはすべて抜いております。ただ、それでは教育委員会の全体像がわかりづらいということで、教育委員会の組織にはそれらを入れさせていただきまして、全体としてこうなりますということを明記させていただきました。

ですから、今、20ページに記載しておりますものは今回の事務局設置及び組織に関する規則ではなく、あくまでも公民館管理規則にうたい込んでいる内容ですので、今回の規則の全面改正の内容とは異なるものになります。

以上です。

松田委員 わかりました。そうすると、21ページの組織のタイトルが「事務局組織」となっていますが、これですと非常に誤解を受けるような感じがいたしますし、並列に、教育企画課、それから図書館というのが並ぶのが果たして適切なのかどうなのかという、その辺はまたご検討いただければありがたいと思います。要するに、公民館、図書館等は機関ということで、事業担当の部分を担当ということによろしいですか。

企画管理室専門監 はい。

松田委員 わかりました。ありがとうございました。

それから、第2点目です。

委員長 今に関連して質問していいですか。そうすると、20ページにある公民館管理規則は社会教育法に基づくものだということですか。

同じように21ページにある図書館、戸定歴史館、博物館、これらについてもおのおの別々の規則があるという理解でいいですね。

企画管理室専門監 はい。

委員長 それらの組織の事務管掌は教育委員会に属する、そう理解していいですか。

企画管理室専門監 機関としては、教育委員会に属しています。

委員長 それは条例や規則でそうなっているということですね。

企画管理室専門監 はい。

委員長 わかりました。それは確認です。

それでは、続けてください。

松田委員 今のとも関連しますけれども、3ページの第5条ですが、新しく条文化されたものとして、私は非常に評価したいと思っています。

というのは、ここに第3条に示された課が、事業課ではなくて政策課なのだという位置づけを明確にさせていただいた。それが第5条だろうと考えられます。そういう意味で、政策を担当するという、政策課としての機能をしなければならないということが明らかになったということで、大変、今後に期待を持つことができる条文だと思います。

次に、第11条について、これはお願いでございます。

第11条は非常に難しい文章になっていますけれども、その一番の難しさというのが、下から3行目にある「それぞれ」というその言葉に集約されているような気がします。この「それぞれ」という使い方は、国語的に見れば、一つ一つという意味と、それから対応関係という2つの意味合いがあって使われることが多いと思いますが、この場合、そのどちらにも当てはまらないというか、非常に難しい使い方をされているわけです。

そこで、お願いになりますけれども、条文として、この「それぞれ」というのがこのままでよろしいのか、適切なのか、それを今後確認していただきたいということでございます。国語的には少し難があるかなと思っていますが、法令上の使い方としてはこれが正しいのかもかもしれません。その辺が、私の判断では何ともできませんので、確認をお願いしたいと考えております。

次に、第13条についてお聞きしたい。

ここでは、「事故あるとき」と「教育長が欠けたとき」というふうに、2つの重要なことについて、職務代行という一つの文言でおさめていますけれども、これは重さがかなり違うのではないかと思っています。

その場合に、その責任の所在というものが生涯学習部長にかかるという文章になっていますけれども、果たしてこれでよろしいのか。事故があるときには教育長に責任があるのではないかと思うわけです。教育長が欠けたときには、生涯学習部長が責任をもって事務執行することになると思いますけれども、両者に違いがあるにもかかわらず、一つの文言で済ませているかという疑問があります。もしお考えがありましたら、お聞かせください。

それから、同じく第13条です。ここでは代行者が生涯学習部長の職にあるとなっていますが、もし先ほど申し上げたように、職務責任ということまでここに含めるとするならば、今回の組織で、生涯学習部と学校教育部を同等の扱いにするという趣旨に反するのではないかと考えます。

もし、今回の組織編制にかなった文言にするとするならば、例えば、あらかじめ教育長が定めた順番で職務を代行するとか、そういう文言に変えて、趣旨を徹底する必要があるのでは

はないか、このようなことを考えます。

以上が13条です。ここまででお願いいたします。

委員長 それでは、お願いします。

最初に、11条にしましょうか。それともここは確認でよろしいですか。

松田委員 確認でいいです。

企画管理室専門監 第13条におきまして、教育長に事故あるときというのは、他市のことはわかりませんが、松戸市におきましては、例えば長期病休などの理由によりその職を一時的にできなくなる場合を「事故あるとき」と表記しております。ですので、そのような場合につきましてははという意味になります。

「欠けたとき」につきましては、当然、任期途中で辞めた場合とか、そういったときに、次期の教育長が決定されるまでの間という意味になります。

それで、職務代行者は生涯学習部長の職にある者ということなんですが、先ほど若干お話をさせていただきましたとおり、生涯学習部教育企画課の中に、教育委員会全体の取りまとめ等を行う部分を残しております。このことから、教育委員会におきまして、部長職としては生涯学習部長、学校教育部長とも同等ではございますが、生涯学習部長が特定部長という位置づけになります。それで、特定部長がその職を負うということで、「生涯学習部長の職にある者」と表記させていただいております。

松田委員 続けて質問させていただきます。

委員長 今のお答えに関連することですか。

松田委員 そうです。そうしますと、教育長が事故があるときにも欠けたときにも同じ扱いで、職務責任はすべて生涯学習部長がもつ、そういうことでよろしいですか。

企画管理室専門監 教育長がいない間の職務責任は、生涯学習部長が負うことになります。

松田委員 わかりました。

それから、その次の生涯学習部長の職が特定部長というのは、どこに記載されておりますか。

企画管理室専門監 特定部長という文言を、今現在は使用しておりますが今後、特定部長という名称を使うかどうかについては、まだ確認がとれておりませんので、調べてご報告をさせていただきたいと思います。先ほど申し上げましたことは、教育委員会全体の取りまとめ等を行う業務は生涯学習部ですので、その部の部長ということで、生涯学習部長にその任を与えるという形になっております。教育長の職責ですので、教育委員会全体を見ていただいております部長、それとあわせて、事故があったときに見られる立場ということで、生涯学習

部長を職務代行者に指定させていただいております。

特定部長につきましては、確認後、また再度ご説明させていただきたいと思います。

松田委員 確認ですがそれは、生涯学習部長と学校教育部長の間に職責上の上下関係をつくるという形にはなりませんね。

企画管理室専門監 上下関係はございません。あくまでも双方の部は、それぞれの任務を負う対等の立場です。しかし、先ほど申し上げましたとおり、教育委員会全体での意思決定、その他やらなければいけないことについては、その任を与えられているのが生涯学習部にあるという意味でございますので、どちらかの部が上でどちらかの部が下というような上下関係ではございません。

松田委員 先ほど提案させていただいた、あらかじめ教育長が指定した職というようなことは、考えることはできませんか。

企画管理室専門監 このことにつきましては、法律上、定めなければいけないことになっておりますので、こういう判断をさせていただいたところでございます。

松田委員 法令上の規定で特定しなければならないのであれば了解します。しかし先ほど申し上げたように、本部長制から部制に変えた趣旨が十分生かされるように、組織のほうも運営もお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

委員長 今伺っていて思ったのは、21ページのここの事務局組織対照図をごらんいただくとわかるように、現行は生涯学習本部長がおられる。この方が、教育長のもとで事務を所掌しておるわけですね。したがって、おっしゃったことは、教育長に事故または欠けたときというのは、当然、本部長が職務代行者ということは想定される。

今度、その本部長制度をなくして、生涯学習部という部にして、生涯学習部長を新たに設けることになった。したがって、今まで本部長にお願いしていたことを、今度は生涯学習部長にお願いすることのほうが、制度の仕組みとしてはよからうという、そういう判断でよろしいですか。

先ほど特定部長とおっしゃったから、特定部長という言葉が事実上使用されているかもしれませんが、そんな理解をしました。したがって、そういう発想を今後は生涯学習部長に充てていこうという理解でよろしいのかどうかです。

企画管理室長 特定部長というのはまだ確定されていないと考えていただければと思います。

委員長 制度論としてね。事実上の問題ですよ。

企画管理室長 よろしいでしょうか。

委員長 私もそう理解しました。どこかに根拠があってそういう言葉を使っているという理解ではなくて、事実上、そういうふうに事務上扱ってきた、あるいは考えているという理解でよろしいですね。

企画管理室長 現行ではなくて、25年度以降という話です。

委員長 他の部署で、特定部長という表現は、今まで使用していますか。

企画管理室専門監 今まではございます。

瀧田委員 簡単なことでいいですか。この全体の組織改革というのは、これから4月1日から始めることで、実際に走り出したときに、やはり改革の趣旨に沿うような検討をしながら続けていくものだと思いますので、私たちもその様子はしばらく拝見させていただかないとわからないことが多々あるという現状だと、私は思っています。

ただ、この21ページの表の中にあらわれた中から少しこだわってみますが、一つには、社会教育課の中に、この図には書いていないんですが、ほかのところに、美術館準備室というのがかなり明確に今回は、書いてあったような気がしますけれども、もう大分前から準備室と名目はありましたね。実際にそのことの実務をしているのは、社会教育課ですか。それとも博物館のほうですか。

社会教育課長 社会教育課の中に美術館準備室がございまして、社会教育課の中の業務の一つということになります。

瀧田委員 それというのは、着実に実現の方向に向かっているのでしょうか。

社会教育課長 美術館のハード、建物そのものにつきましては、当初はいろいろ建設計画等構想を立ててきたという経過がございますけれども、その後、財政状況等の問題から見直しをするということで、現状におきましては、まだ見通し等、具体的には立っておりません。

ただ、ハードの美術館に変わりました、美術館の機能といたしましては、この準備室において、郷土のいろいろな美術作品を収集し、それを市民の皆様に、博物館や戸定歴史館の展示室を使ってごらんいただくという形で、機能面で、それは果たしているところです。

瀧田委員 何となく美術館というと具体的な一つのものを想定しがちなんですが、機能的にやっているということをややはり市民にアピールするようになっていただいたほうが明確になると思うんです。具体性に欠けている印象を持ちましたので、ちょっと質問しました。

それから、同じ21ページで、括弧つきの（幼稚園）というのがございますね。幼稚園というのは、もう実際に公立の幼稚園は今は休止の状態だと思うんですが、例えばその幼稚園と

という言葉の中に、私立の幼稚園の支援とか、今後の方向とか、幼児教育に対する検討というのが入っているのでしょうか。それとも違う部署がやるのでしょうか。

企画管理室長 その中には、入っておりません。

瀧田委員 入っておりませんね。市長部局のほうですか。

企画管理室長 この幼稚園というのは、従前あった3つの市立幼稚園のことです。

瀧田委員 市立幼稚園のことが、また復活するかもしれないことを意図して、括弧づきなんです。すね。

企画管理室長 復活することを意図してということではないんですけども、まだ残っているという。

瀧田委員 休園という扱いだということですね。でも、多分、私立の幼稚園の課題というのはすごく大きくなってくると思うので、どこが本気で取り組んでいくのかなというふうに思った次第です。

企画管理室長 今は、市長部局です。

瀧田委員 市長部局の。

企画管理室長 新年度は子ども部です。現在は子育て担当部です。

瀧田委員 になるんですね。わかりました。

それから、もう一つだけ、まだ具体的なことというのは、これからどんどん詰めていくんだと思うんですけども、実際に、先ほども質問がありましたけれども、移転というのでしょうか、事務所の配置替えとか引っ越しとか移転とか事務をしているところが大きく変わったりすると、市民というのはやはりある程度もう固定観念で動きますから、そういうのがもし大きく変わるところがあったら、教えていただきたいと思います。

企画管理室長 教育委員会で申しますと、まず青少年課でございます。今この建物の5階にありますけれども、中央保健福祉センターに移ります。

あと、スポーツ課でございます。運動公園内から、こちらの建物の6階に移ります。

瀧田委員 本館の6階ね。

企画管理室長 ここの建物、教育委員会です。あと、教育情報センター、今は文化ホールにございますけれども、こちらの建物の5階に移ります。教育委員会は、大きくその3つです。

社会教育課長 事務分掌の中で、社会教育課が今まで統括しておりました直接市民にかかわる部分につきまして、公民館のほうに事務が移管されます。それに伴いまして、例えば視聴覚ライブラリーですとか、20ページのほうに、公民館のほうに移る事業が書いてございますが、

社会教育関係団体に対する窓口、そういったところが公民館のほうに移管されます。あわせて場としての文化ホールの管理も公民館に行きます。文化ホールを、こういった市民の団体とかそういう方たちにお出でいただく拠点にしていきたいと考えておりますので、今まではこちらの5階の社会教育課の窓口で団体関係のいろいろな支援の受け付けをしておりましてけれども、それが今度は文化ホールに動くことになろうかと思えます。

瀧田委員 わかりました。実際には、やはり場がかなり動くということですよ。職員の皆さんも大変でしょうけれども、市民が訪ねる窓口とかいうのも戸惑いがあると思いますので、移行期、その辺を丁寧に説明していただくなり、広報ではっきり市民にご明示いただくようにして頂きたいというふうに思っております。長い間慣れ親しんだ来やすさみたいなものがなくなった感じですが、戸惑いのないような移行をお願いしたいと思いました。

実際には、改革が進んでからを期待しておりますので、この今の段階で具体的なことはこの程度にさせていただきたいと思えます。

山田委員 ちょっと細かいところで、少年センターの移管の件なんですけれども、少年センターが市長部局の傘下になられて、今度、指導課のほうで、「少年センターに係る市長部局との連携に関する事」というのが19ページで出ているんです。これは日常の流れの中で、指導課がこの連携をするということなのか。これは、私も外部の人間でわからないんですが、学務課なのか、指導課なのかと一瞬思ったんですけれども、日常の業務の中で、どう指導課の中でこの連携をとられるのかというのが非常に、学校という枠から外の話ではありませんけれども、重要なことであろうかと思うんですが、それをお聞きしたいと思うのが1つです。

それと、ちょっと戻ってしまうんですが、統括の件なんですけれども。

指導課長 少年センターとの連携の件についてでございますが、指導課は現在も少年センターとはいろんな点で連携をしております。

1点目が、学校警察連絡協議会で、少年センターと指導課がいっしょに協議しております。また虐待、いじめ等の相談で小中学生が対象のとき、指導課に連絡をいただくなど、具体的に連携をとっております。

少年センターの相談は、高校生、あるいは社会に出ている比較的若い方の相談もございませぬので、そういう相談は指導課で対応できないことがあります。小中学生にかかわるものについては、相談記録等を定期的にこちらに届けてもらっています。また、補導の件で気になったところで、小中学生にかかわる部分についてはこれまでも連携しておりますので、部

署が変わっても、それは引き続きやっていくつもりであります。

以上でございます。

山田委員 ちょっと戻るんですが、恐らく松田委員のほうでもご発言があったところに通じるんですけれども、何かの物事を決定するときに、だれがどこで決めたのか。あるいは、それがひいては責任の問題、所在ということになっていくと思うんですが、そういったときに、社会教育部門と学校教育部門が今まで職務分掌をしていたということを、やっぱりそこが、今回で言うと、簡単に言うと……文章で言ったほうがいいか。14ページの教育企画課の事務の概目のトップの条項で言っている。「教育行政の基本的計画の企画」云々というところがある。これがいわば全体のことを示しているから、先ほどの職務代行者も、生涯学習部長が全部見られる、理解をしている、把握をしているというお話だと思うんです。

となると、その下で、先ほど私のほうでお聞きしたのは、社会教育課が、16ページのところの社会教育課の最初の項目では、「社会教育行政の基本的計画の企画」云々、これは全く同じ文言で、いわゆる社会教育と。

今度は17ページの一番下のほうに、学務課のほうにも、「学校教育行政の基本的計画の企画」と、こういう言い方をしていますので、実際のところは、学務課でその基本計画の取りまとめをやり、社会教育課で基本計画の取りまとめをやり、教育企画課で全体を組み上げるというふうなことなのかなと思います。だから、職務代行者も生涯学習部の部長が、学校教育に関してもわかっているというような位置づけで、いざとなったら職務代行ができるというような理屈になるのかなというふうに思います。思わざるを得ないというか、そう理解するしかないというところと、この組織図の21ページがやっぱりわかりにくいので、つまり、条文と、それからこの別表から読めばそう読めるというところと、この組織図との関係がやっぱりいま一つ、これは松田委員もご質問がありましたとおり、事務局組織の新旧対照図というのは、これは参考資料ですけれども、どれぐらいの位置づけのものなのかというところを少しお聞きしたいと思いますし、私の先ほどの理解で、どうしても、2つがぶら下がっているという理解でいいのかどうかというのが、今後に向けて大変重要なところだと思いますので、教えていただきたいと思います。

あわせて、となると、企画立案をする人員は、教育企画課じゃなくて、学務課と社会教育課にいらっしゃるのかどうか。今まで、学務課はその立案を組み上げなかったとすれば、その人員配置をそこまでしっかり課の中に落とされるのかどうか。これはどこで決まったんですかというときに、いや、あっちが、こっちがということにならないための質問ですので、

しつこくで申しわけないんですが、あわせてお願いします。

企画管理室長 今の条文の関係でございますけれども、統括課の事務は、先ほどの内容に書いているとおりでございます。今、山田委員のご質問は、それぞれの事務分掌の新旧対照表の違いだと思うんですけれども、教育企画課、教育行政で、学務課、学校教育行政で、社会教育課が社会教育行政という、それぞれの部分で統括、それで、職務代行は生涯学習部長と読み切るしかないだろうということのお話に続きまして、やはりこの組織図のほうに戻ってしまうのかということでございますね。この見方がちょっとおかしいんじゃないかというようなことでの疑問でよろしいんですね。

山田委員 そうですね。だから、端的に言うと、これが正式資料ですか、参考資料2というこの対照図は。

企画管理室長 これは、この条文ができる前に上がってきた形のもので、本当に参考資料という。こういう組織になりますよと。ただ、これは、本部制が2部制になりましたというときの資料でございます。

山田委員 ときのというのは、じゃ、要は公文書というんですか、公式なものでしょうか。

企画管理室長 公式なものです。ただ、これを見ながら、教育委員会の中でこちらに挙がっております条文を積み上げていったものでございますので、それによって、まだこれまでに変えていないという、でもこれでも間違いはないのかなという認識はございますけれども、これをもとに条文をつくっているわけでございます。

山田委員 言いかえると、学務課と社会教育課で、学校教育部門と社会教育部門の基本計画をつくり上げて、教育企画課のほうで一本化するという理解でいいんですか。違いますか。

企画管理室長 これは、ここでまた4条に戻っちゃうんですけれども、それぞれ連絡調整をする課、それぞれということはありませんけれども、部の統括課が、ですから教育企画課、社会教育課、学務課が、それぞれの代表になって調整を図っていく。だから、皆さんでつくり上げたという形にしたいと思っています。

山田委員 教育企画課は、どの皆さんとつくり上げるんですか。

企画管理室長 統括課で言えば、社会教育課と学務課になります。

山田委員 社会教育課と学務課を統括するんですか。

企画管理室長 いや、統括課は3つありますので、その3つでつくり上げるんです。

山田委員 そういうことですか。

松田委員 3つでつくり上げるということですか。

山田委員 私は、そう言っているんですけども、この文章からだとは違うはずなんですよね。

企画管理室長 まとめ上げるのが教育企画課だという理解で。

山田委員 教育企画課にならざるを得ない。というか、そういうようなつくり方、組み立ての基本形だと思うので。

企画管理室長 厳密論ですよ。上がってきたものを、じゃ、我々だけでまとめますという話にはならないと思うんですけども。じゃ、だれが決定したのかという、このお答えでよろしいのであれば、教育企画課ということになります。

山田委員 教育企画課が、学校教育部門も最後まとめ上げるんですか。それでいいんですか。

企画管理室長 私は、厳密論で言うのと、お膳に乗っているのと違うんですけども、3課が話し合いますので。

山田委員 もちろん、それはそうだと思います。

企画管理室長 それで、最終的には部長と話し合っ、最終判断は教育長のほうで、この教育委員会会議で。

山田委員 それはそうです。余り突き詰める問題じゃないのかなというお答えだということで承っておきますけれども、ちょっと疑問ですね。

委員長 そういう意味では、従来の本部長制度は、ある意味でよかったんですよ。

山田委員 それを残しているという理解です。

委員長 それにかわる部署をどこに置くかということの苦肉の策が、恐らく教育企画課が中心になるということでしょう。

ただ、これ7条、8条を見ると、7条では「教育長は、特別又は緊急の必要のあるときは、前3条の規定にかかわらず、他の課」等々という規定と、8条で、部長会議を開くというのが前提なんですね。だから、ここで調整はされるはずですね。恐らく懸念されることの中身というのは、大体ここで調整されていくはずだということになるんでしょうね。だから、室長はちょっとその点は答えにくいと思うんです。

事実上はどうなのでしょうね。社会教育課というのがかなりこれから重要になってくるといことは、1つ、含みであると思います。だから、社会教育課独立させないで生涯学習部の中に入れていく。

今後どうなるかわかりませんが、4条の「各部に統括する課を置き」という、この表現に少しこだわりますけれども、課を置くというよりも、部署なんでしょうね。だから、そういう課があると思っちゃうでしょう。でもそういう課はない。統括課はないんですよ。

企画管理室長 ないです。

委員長 それを扱う事務を行うのは、それぞれの統括、担当する部署はあるけれども、統括課というのはないんですよ。

企画管理室長 統括をする課ということです。

委員長 統括をする課ですか。

企画管理室長 全庁的にこういう表現をしているものですから。

委員長 そうですか。

企画管理室長 課名ではないです。

委員長 「統括する部署」のほうが、言葉の使い方としてはぴったりする気がしますが、全庁挙げてそういう表現をするというのであれば、特に問題はありません。

山田委員が少しわかりにくいというのは、結局、3つの統括課でもって相談したこと、挙がってきたことが、仮にそこに優劣の順序をつけるとすればどこだという思いがちょっとあるんですね。

山田委員 そうですね。

委員長 社会教育課でこう決めたというものがあつた場合に、企画課ではそうでない、あるいは教育課も、ちょっとおかしいんじゃないかと仮にあつた場合には、どこで決定することになるんでしょう。部長会議に任せるのかどうなのかと、ちょっと心配されている。

山田委員 そうですね。私も、役所の人間じゃなくて、組織の人間をやったことがないのでわかりませんが、例えば決裁をとるって、判こをもらっていくのに、社会教育課長が判こを押したものを、次は生涯学習部長が押すと、多分なるんでしょうね。だから、そこら辺が何か、基本計画ですから、年間計画がもちろん話し合つてなされるので、実務上なんですけれども、どういう組織になっているのかというところがわかりにくくなっているんじゃないかなというところで少し、委員長がおっしゃられた苦肉の策というのが当たっているのかどうかかわらないんですけれども、現実とのすり合わせの中でこういう形で運用されているというふうに、とりあえずきょうは理解させていただいて、ご苦労はあると思いますけれども、不明確にならないようお願いしたいと思います。

委員長 そうですね。市民の皆さんから質問があつた場合に、そこをどういうふうに回答するかということにもかかわると思います。したがって、そこは教育委員会の事務局としては調整をします。それで、最終的には教育長の判断で処理する。

教育長がいないときには、生涯学習部長が中心になってその辺は決断をする。その際には、

教育部長とやはり相談しながら決めるというふうになっていくんでしょうね。

したがって、山田委員が心配されるようなことが今後起きるかどうか、私も予測はできませんけれども、そういう場合に一つ一つ解決していくしかないですね。

松田委員 もう一つ、よろしいですか。家庭教育の課題をどこで扱うかということです。公民館が、家庭教育学級を行っていますが、先ほどの説明の中ですと、公民館は一つの事業機関だということであり、市としての、家庭教育に対する方針、施策といたしますか、大きな視野で家庭教育について考えていくのはどこなのでしょう。

社会教育課長 現在もそうなのですが、家庭教育に関する全体的なことについては、社会教育課のほうで担当者を置きまして、例えば今、県のほうでも大変、家庭教育に力を入れておりまして、定期的な会合等が持たれています。そういった情報を社会教育課のほうから関係する各部署のほうに出して、参加者を募ったりとか、そういった形で連絡等は、窓口として社会教育課のほうでやっております。

それから、あと、具体的な家庭教育に関する事業面では、家庭教育学級を初めとして、今現在、市民の方たちに対してどうやって家庭教育を進めていくか、それを市内でどうやって広げていくか、そういったことについては、公民館のほうで取りかかっているところでございます。

松田委員 そうしますと、文言的なものになりますが、提示された事務概目から判断すると、教育企画課に入るのはないかと解釈することができます。

しかし今の説明ですと、社会教育課が担当するということですので、1項目、社会教育課の事務概目に家庭教育という文言を設定する必要があると思います。ご検討いただきたい。

山田委員 松田委員にもう一遍教えていただきたいんですけども、家庭教育が社会教育とは別の言葉としてあるというのは、教育基本法のレベルでそうなっているから、それを用語として社会教育に、当然含まれるということではないはずだと。

松田委員 はい、そういうことですね。

山田委員 もし書いていないんだったら、教育企画課に入ってしまうという。

社会教育課長 本来、学校教育、家庭教育、社会教育と3つに分かれているので、家庭教育は社会教育の範疇だけではないもっと広い範囲でのとらえ方になろうかと思いますが、社会教育の中で見ると家庭教育もかなりの部分ございますので、そういう意味では、現状、社会教育課でやっておりますし、この中で読み取れば、社会教育行政の中の施策に係るという部分で、家庭教育もそこに含めて見ているというような解釈かと思っております。

また、そういったことで、全体的な問題は当然ありますので、そのような事が出たときには、教育企画課とも学校教育部門とも話しをさせていただく。県とのやりとりの窓口、入り口としては、現状社会教育課になっておりますので、その形は今後も続くかなというふうに思っています。

委員長 教育基本法を踏まえて、家庭教育をうまく教育委員会の中で組織化しているか、あるいは義務化している市というのはありますか。参考になる例というのはありますか。

公民館長 実はまだ確定ではないんですけども、現在、中教審の委員会の中で、家庭教育、社会教育、学級教育、この3つの部分の連携図みたいなのをつくってしまして、現実に審議会の中でそういうような話が出ております。その中で、社会教育のところは、市長部局との連携であるとか、子どもの連携だとかという、そういうようなイメージの図は出て、確定ではないと思いますけれども、そういう検討がされています。

ただ、他市町村についても、いろんな会合に出ても、社会教育の部分が出てることが多いので、県としてもやはり社会教育課のほうに直接的な連絡が来ているものと思われま。

委員長 いい例があれば、それを参考に検討する、教育センターのほうでも検討していただくということでしょうね。

先ほどの21ページのこの概略図、これは市の作成した正式な文書ではあるんですけども、最初の2ページの議案のタイトル、「松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則」で扱うものと、ほかの規則で扱うものがあるということは、先ほどの説明でわかりました。その例が、公民館規則であったり、それから博物館等である。

そうすると、21ページの図の公民館、図書館、戸定歴史館、博物館等は別に規則があるので、今扱っている教育委員会事務局設置及び組織に関する規則の対象外なんですね。しかし教育委員会が掌握する部署なので、それらを一本化した形で図式化するとこうなりますよという理解でよろしいかと思えます。

瀧田委員 それって、この規則というものもこの4月から始まるのであって検討期間ではないですね。実際に走ってみて、もう一度検討するって、例えば1年やってみて、もう一度検討するとかという、そういうものは一切ないんですか。もうこのまま、問題を含みながらも続けるんですかね。

企画管理室長 規則の見直しというのはできます。必要があれば。

瀧田委員 では、その時々が必要項目について。

企画管理室長 それは、従前のそのままです。

委員長 法律の場合には附則で、5年後に見直しを下さいという規定をつけることをしますね。

瀧田委員 ないですね、ここではね。

企画管理室長 必要があればということで。

瀧田委員 できれば、もう少し検討の期間が欲しかったというように思ったものですから。この委員会だけでもこれだけの疑問があり、わからないことがあるということであれば、やはり職員の皆さん、市民の皆さんも大変なんだろうというふうに思うのですが、やっぱり検討期間というか、それがちょっと附則のところに、何日から施行するというのをつけておくのかしら。ちょっと気になったものですから。素人でわかりませんので、申しわけありませんが。

委員長 おっしゃるとおりです。ですから、そういう懸念があるので、議事録には残しましょう。1年後に、この規則の運用についての結果をこの委員会で報告していただくということにしてはいかがでしょう。

瀧田委員 お願いします。

委員長 教育長、これをごらんになって、何かご意見はありませんか。

教育長 今委員長がおっしゃられたことが一番、現実的なことなのかなというふうに思っています。

委員長 言葉としては、今まで総務課だったのが、財務課となります。したがって、教育総務課から教育財務課、総務と財務で、やっぱり何か違うんですか。それは、市長部局では大体そういうふうな言葉を使うということに整合性を合わせたんですか。

教育長 総務と財務の違いについて補足してください。

委員長 財政に近い言葉でしょう。総務というと、全体を総括するという雰囲気が強いですよね。だから、総務課から財務課に変えるというのは、何か意図があったのかどうかです。

教育総務課長 実は、現行の事務も、いわゆる総務的な事務と、それから財務的な事務と、混在しているというのが実際のところでございます。

規模の問題もあろうかなと思いますけれども、市長部局でございますと、財政課でありますとか、それこそ総務課とかということではいろいろ分かれておりますけれども、事務が混在している関係で、今ご指摘いただいたことについては議論が以前からございました。

それで、結局財務課ということなんですけれども、学校の関係の経理の総括でありますとか、入札をしているとか、教育財産の総括管理的なことをしているということで、むしろ、この機会に財務課のほうがよろしいだろうなど、そういう判断で変わったというふうに聞いて

ております。

ですので、すっきりとしたお答えには、恐縮ですが、ならないんですけれども、総務的な仕事も残っております。ですが、そういう判断があった、そう判断したということでご理解いただければありがたいんですけれども。

以上でございます。

委員長 わかりました。

ほぼ1時間、ご議論いただきました。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第9号につきましては、質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第9号については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第9号は原案どおり決定いたしました。

ただし、質疑応答の中に出てきた個別的な、ちょっとクエスチョンがついたところは、いずれ確認をしていただきます。

◎議案第10号

委員長 次に、議案第10号「松戸市教育委員会表彰規則等の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

企画管理室長 議案第10号「松戸市教育委員会表彰規則等の一部を改正する規則の制定について」、ご説明いたします。

本議案は、ただいま採決をいただきました議案第9号「松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則の制定について」と同様に、教育委員会事務局の組織改革が行われることに伴い、事務局における組織名称、職員の職制名等をこれに合わせるとともに、職員の定数配分の変更等をするため、ご提案いたすものでございます。

具体的な改正の内容につきましては、資料6ページ以降の新旧対照条文をごらんください。

本議案において改定のご提案をいたしております教育委員会規則は、全部で7規則ございます。これらの規則を条立てで構成し、一括して改正を行う方法によることといたしました。

それでは、各規則の改正内容につきまして、順次ご説明いたします。

初めに、第1条、松戸市教育委員会表彰規則の一部改正では、本部長及び担当部長の名称をそれぞれ、生涯学習部長及び学校教育部長にいたします。

次に、第2条、松戸市教育委員会職員定数の配分に関する規則の一部改正では、議案第9号の審議の際にご説明いたしましたとおり、社会教育課の一部の業務が公民館に移管されることに伴い、公民館の配置人数を2名増加することに加え、教育研究所の配置人数を1名増加いたします。

次に、第3条、松戸市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正では、理事及び参事の職制名である本部長及び担当部長を、それぞれ部長にいたします。

次に、第4条、教育長に対する事務委任規則の一部改正では、本部長、担当部長及び企画管理室長を削除するほか、語句の整理等を行います。

次に、第5条、松戸市教育委員会公印規則の一部改正では、公印に係る所管課長名を、教育総務課長から教育財務課長に改めるほか、生涯学習部長印及び学校教育部長印の印影を定めるとともに、市長部局への移管に伴う少年センター印及び少年センター所長印の削除等を行います。

次に、第6条、松戸市学区審議会運営規則の一部改正では、学区審議会委員のうち、総務企画本部長を総務部長に改めます。

次に、第7条、松戸市教育財産管理規則では、財産管理に係る所管部長及び所管課長を、それぞれ生涯学習部長、教育財務課長といたします。

以上が、各規則の改正内容でございます。

なお、本規則の改正文につきましては、2ページから5ページまでに記載のとおりとなっております。施行日は本年4月1日を予定しております。

説明は以上でございます。

なお、ご質問につきましては、担当課より説明させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

議案第10号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより、質疑及び討論に入ります。

形式的な変更が多いですが、11ページの松戸市学区審議会運営規則のところで、改正はこういうふうにされるということですね。今まで総務企画本部長が、この人の名前が総務部長

に変わるわけですね。これは、市全体として本部制がなくなるから、全部、部長制度に変えるということですね。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 ちょっと気になったのは7ページなんですが、7ページの教育長に対する事務委任規則のこの2条(7)が、こういうふうにとまとめられました。言葉として、教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員ということで、以下、教育関係職員というふうにとまとめられました。これがどんなことを意味するのかちょっと簡単には理解できなかったんですが、これは何か説明ありますか。「校長、教員その他」というのを「教育委員会事務局及び学校その他の」というふうにして、教育関係職員に一括しましたね。これは、すっきりはしますけれども、何か意味があったんですか。

企画管理室長 特にございませぬ。

委員長 これで、従来の事務の遂行に当たっては、問題になることはないという理解でいいですね。わかりました。確認です。

それでは、議案第10号についての質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 議案第10号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「ございません」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第10号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第11号

委員長 次に、議案第11号「松戸市立小学校及び中学校に勤務する非常勤職員就業規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

議案第11号についてのご説明を願います。

企画管理室長 議案第11号「松戸市立小学校及び中学校に勤務する非常勤職員就業規則の一部を改正する規則の制定について」、ご説明いたします。

本議案は、平成24年松戸市教育委員会規則第8号にて制定いたしました、同規則の対象職種を追加するための変更等をご提案いたすものです。具体的な改正の主な内容につきまして

は、資料14ページ以降の新旧対照条文をごらんください。

初めに、題名ですが、新たに市立高校に勤務する非常勤職員を対象職種として追加することから、「松戸市立小学校及び中学校に勤務する非常勤職員就業規則」から、「松戸市立学校に勤務する非常勤職員等就業規則」に改めます。

次に、第2条（定義）では、「スクールアシスタント」のみを対象としていた条文から、市立学校に勤務する非常勤職員、臨時的任用職員を総括した内容に改めます。また、同条第2項で定義しておりました業務内容を第3条の職種に追加し、職種及びその業務を別表第1に定めております。

別表第1につきましては資料19ページをごらんください。追加職種としまして、小中学校での勤務となるスタッフ、特別支援教育補助教員、同補助員、日本語指導支援スタッフ、巡回学校図書館司書、看護師、学習指導支援スタッフ、特別支援教育支援員、市立高校での勤務となる実習助手、養護補助職員、進路補助職員、図書館補助職員、外国人英語指導助手、通称ALTを加えております。次に、第9条では、各職種の始業時刻及び終業時刻を、資料20ページの別表第2のとおりに定めております。

主な改定内容は以上となりますが、このほか語句の整理、様式の追加等を行っております。以上が、規則の改定内容でございます。

なお、本規則の改定文につきましては、2ページから13ページまでに記載のとおりとなっております。施行日は本年4月1日を予定しております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

議案第11号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。これより、質疑及び討論に入ります。

松田委員 質問です。2ページ、誓約書が今回新たに追加されたということですが、この理由を教えてください。

企画管理室長 これは、臨時職員、非常勤職員においても、本市の正規職員と何ら変わらないということがございますので、書いていただきます。

企画管理室専門監 補足ですが、今までも、勤務開始時には同様の内容について文書で提出させておりましたが、今回の改正に当たり、より明確にするために、このように入れさせていただきます。

松田委員 確認です。非常勤職員も公務員としての宣誓義務というのがあるわけですね。誓約

書を出すというのは、宣誓にかわるものだから、正式にここに条文に加えたと解釈していますが、それでよろしいのか確認したかったものです。私自身も不確かだったものですから確認させていただきました。後で結構ですので教えてください。

委員長 非常勤であっても、公務員に準じた身ですから憲法の遵守義務はありますね。国民一般が憲法遵守義務はありますけれども、特に公務に就く者については遵守義務がある。そういう意味で、新規採用の教員については宣誓式をやりますが、非常勤の方にまでそのような形の形式はとっていない。だからこの誓約書で、法令、条例、規則等を遵守するということを誓約していただくんでしょうね。これは一種の憲法、法令遵守ということの宣誓に近いですよ。宣誓というのは、何も裁判所で証人に立つときに宣誓と言うのとまた別で、いろんな形があっというと思うんですね。これがそれに近いかもしれないですね。

松田委員 そういうことですね。ありがとうございました。

山田委員 この議案の1ページの表紙のところの提案理由としては、対象職種を追加するためというふうにございます。実際に別表1、例えば19ページ以降で見ますと、大変項目数がふえております。これは、実際に実態として広がったということよりも、それを細分化して、広くスクールアシスタントととらえていた方々を、それぞれに位置づけるというようなことでしょうか。それとも、実際にかなり広がっていけるというようなために、今後、運用の中で広がっていくというようなことでしょうか。ちょっと教えてください。

企画管理室専門監 こちらにつきましては、この特別支援教育補助教員から、外国人英語指導助手は今回初めてなのですが、今までは派遣で行っておりました。今度25年度から直接雇用に移行しますので、新しく増えた項目なのですが、その上の図書館補助職員までの間につきましては、おのおの就業要綱を作成し、それに基づいて任用を行っておりました。

今回、以前スクールアシスタントを規則化させていただきましたので、その規則上で明確にすることが望ましいため学校に勤務する非常勤職員等ということに名称も変更させていただき、学校で勤務する非常勤職員等の立場を明確にするために、全職種をこちらに入れさせていただきました。スクールアシスタントの中にこのような職種の方がいたのではなく、就業要綱ということで別に定めていたものを、すべて移行してきたという形になります。

山田委員 そこに外国人英語指導助手を追加すると。

企画管理室専門監 はい。今度25年4月より直接雇用しますので、改めて入れさせていただきました。

山田委員 そうすると、派遣から直接雇用に移ることの、組織的な受け皿をきちんとつくった

ということなんですか。

企画管理室専門監 はい。

委員長 スクールアシスタントの議論をしたときに、一度意見交換しましたね。あのときは内容が非常にわかりにくかったんですが、今回のように整理していただくと非常にわかりやすいと思います。

言葉としては、非常勤職員という言葉でひとまとめになった。それが別表1であり、雇用体系、時間体系は別表2であり、特別休暇については、ここにはないけれども、別表3だという扱いをしていますから、非常にわかりやすくなりましたし、すっきりしました。

企画管理室専門監 スクールアシスタントのときは9月でした。他の職種の方はほとんど4月から任用していますので、任用途中での変更が困難なので新たに開始するスクールアシスタントのみの制定をお願いいたしまして、改めて今回、4月に向けてすべての職種を入れさせていただいたということになります。

委員長 そうですね。同じ扱いになったということでは、わかりやすいですね。このほうがすっきりしました。

いかがでしょう。よろしいですか。

山田委員 はい。結構です。

委員長 それでは、議案第11号につきましては、これで質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 議案第11号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第11号は原案どおり決定いたしました。

企画管理室専門監 すみません。先ほどの宣誓の関係でございますけれども、今取り急ぎ調べさせていただきました。

委員長 お願いします。

企画管理室専門監 一般職に属するすべての地方公務員は、サービスの宣誓をしなければならないと定められておりまして、今回定めている非常勤職員等はすべて一般職の職員に該当いたしますので、宣誓はしなければいけないということになります。

山田委員 それにかわるものという、宣誓の一つの形なんだということですね。

企画管理室専門監 はい。

山田委員 わかりました。

委員長 ありがとうございます。

◎議案第12号

委員長 それでは、議案第12号に入ります。議案第12号「松戸市文化ホール条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

社会教育課長 議案第12号「松戸市文化ホール条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について」。松戸市文化ホール条例施行規則等の一部を改正する規則を別紙のように定める。

提案理由といたしまして、観覧料、入館料の免除対象者に精神障害者保健福祉手帳の所持者を加えるためでございます。

次ページでございますが、これは規則の文章でございます。「文化ホール条例施行規則等」とございますが、ここには、文化ホールの条例施行規則、また戸定歴史館条例施行規則、博物館管理運営規則が含まれます。

具体的には、次のページに新旧対照表がございますので、ごらんください。

ここでご説明なのですが、従来、この観覧料、また入館料につきまして、障害者の皆さんへの免除規定がございました。今回、市の障害福祉課のほうからお話がありまして、現在の障害者の区分につきましては、身体障害者、知的障害者、精神障害者の方がいらっしゃるということで、手帳の交付につきましても、身体障害者手帳、療育手帳、そのほかに精神障害者保健福祉手帳というものが交付されているということです。

したがって、これまでこの減免の中に含まれていなかった、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方という部分をつけ加えるための改正でございます。

記載につきましては、ここに例といたしまして、3ページの文化ホールの条例施行規則をごらんいただきたいのですが、第11条の2の(2)、現行が「市内に居住する身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者及びその介護人が観覧するとき」となっております。これを、改正案といたしまして、「市内に居住する身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護人が観覧するとき」という形に、これをつけ加えたものでございます。その下の戸定歴史館、また隣のページの博物館についても、同様の文言にいたしました。

この規定がございますのは、この3つの規則でございましたので、これを一括してこのように改正をさせていただくという内容でございます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

議案第12号につきましては、ただいまご説明のとおりです。

これより、質疑及び討論に入ります。

特に不利益の変更ではなく、むしろ利益を受ける人をふやそうということですから、特にそれ自体は問題ないと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第12号につきましては、質疑及び討論を終結し、採決いたしますが、何も質問がないというのもあれですので、社会教育課長、現実にこういう身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、これらの施設を利用された方、あるいはされた過去の数というのは、結構あるんですか。

社会教育課長 文化ホールにつきましては、規則がここにありますけれども、これは平成18年に日暮修一さんの展覧会を文化ホールを会場にして行ったときに入館料を取る必要があり、それに伴ってこの規定を加えたものでございます。それ以降、入館料を取る催しはしておりませんので、事例につきまして、文化ホールではございません。18年当時につきましては、申しわけありませんが、データを持っておりません。

戸定歴史館長 戸定歴史館では、戸定邸と歴史館の受付にこういった掲示がございますので、申し出された方が対象となります。

今回追加になります精神障害者手帳をお持ちの方も、ここにはまだ記載されていないんですけれども、お申し出のあった方もいらっしゃるしまして、年間2件ぐらいの方がお見えになっているそうです。そのほかの障害手帳をお持ちの方は、結構お見えになっていると思います。

以上です。

博物館次長 博物館の障害者の利用実績でございますが、区分といたしましては、それぞれの、今改正にありました3区分では区分しておりません。障害者という形でくくっております。

もちろん、手帳所持者ということで、受付のほうで確認をさせていただいた入場者数ですが、23年度の実績でお答えさせていただきますと、307名の方が利用されています。有料も無料も合わせて大体3万4,000人ぐらい、その中の307人ぐらいということですから、1、

2%ぐらいですかね。その程度の割合でございます。

委員長 わかりました。ありがとうございました。

それでは、先ほどの審議の経過に戻りまして、採決させていただきます。

議案第12号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第12号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第13号

委員長 次に、議案第13号「松戸市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

図書館長 議案第13号「松戸市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」、ご説明いたします。

今回の改正の趣旨につきましては、市民サービスの向上に資するために、松戸市立図書館の15分館において、祝日法における休日の開館をするものでございます。

ご案内のとおり、図書館は本館及び19分館で業務を実施しております。本館と常盤平分館、小金原分館、小金分館、新松戸分館、この5施設につきましては、祝日の開館を実施しているところでございます。これは、平成19年6月1日から行っております。今回、ほかの15分館につきまして、祝日の開館を行うものでございます。

今回、祝日開館することによりまして、図書館の休館日は月曜日、月曜日が祝日の場合には火曜日となります。そのほかに、年末年始、12月28日から翌年の1月4日まで、及び館内整理日、これは12月以外の月の末日に館内整理日として1日設けてございます。そのほかに、特別整理日を年7日を設けております。それ以外はすべて、本館と19分館につきましては開館するという運びになります。このことによりまして、市民サービスの向上を図ってまいりたいというように考えております。

ちなみに、平成25年度につきましては、5月3日金曜日、翌平成26年2月11日の火曜日、3月21日金曜日、この3日間が新たに15分館で開館するということとなります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございました。

議案第13号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより、質疑及び討論に入ります。

山田委員 新松戸とかは、あれは支所と市民センターと、一緒ですか。

図書館長 一緒の建物になっています。

山田委員 それは管理上は大丈夫なんですか。

図書館長 ええ、大丈夫です。

山田委員 入り口はそのままあいているんですか。

図書館長 入り口は別になっておりますので。

山田委員 常盤平も別ですか。

図書館長 ええ、別になっております。支所と別になっております。

山田委員 例えば常盤平で、図書室って、図書館だけじゃなくて、何かホールもありましたよね。今まではその奥の図書館だけが閉まっていたんですか、日曜日。

図書館長 そうです。

委員長 本館プラス19分館で、松戸市の市民の図書館利用人数というのは、大体どんなものですか。

図書館長 貸し出し冊数みたいな形になってしまうので。人数はちょっと把握はできないものですから、貸し出し冊数で言いますと、平成23年度は約211万9,000冊ぐらいです。

委員長 その方たちは、図書館に行って申し込みをする人が多いんでしょうけれども、図書館の中で本を読んだり、お子さんたちを連れて行って絵本を見せたりするという人も多いと思います。そういう意味での入館者の延べ人数については調べてない訳ですか。

図書館長 それは、調べていません。出たり入ったりするものですから。

委員長 そうですか。

いかがでしょう。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第13号につきましては、これで質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

議案第13号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第13号は原案どおり決定します。

図書館長 ありがとうございます。

◎議案第14号

委員長 次に、議案第14号「松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

学務課長 議案第14号「松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」、ご説明いたします。

来年度、和名ケ谷中学校に自閉症・情緒障害通級指導教室を新設することに伴い、松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改正する訓令を定めたいと考えております。

近年、通常学級で学習しながら、週に1日または数時間程度通級し、人間関係のつくり方や、自分を理解してトラブルを未然に防ぐこと等を身につけるために、社会的なスキルやコミュニケーション能力の育成を希望する生徒及び保護者が増加しております。

このような中、通級学級に在籍している発達障害の生徒に対する自閉症・情緒障害通級指導教室は、現在、栗ヶ沢中学校と旭町中学校に設置されておりますが、市内でこの2校のため、通いたくても通えない生徒も多くなっているのも現状でございます。そこで、新たに和名ケ谷中学校に、市内全域を学区とする、自閉症・情緒障害通級指導教室を開設することを考えております。そのため、松戸市小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改正する訓令を制定するものでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございました。

議案第14号につきましては、ただいまの説明のとおりです。

これより、質疑及び討論に入ります。

特にこれは、この1校を加え、市内全域であるので、学区審議会に諮る必要はないということですね。

学務課長 はい。条例の第1条に、学区制定の適正を期するために審議会を開くものでございますので、今回は全市、全区ということですので、開いてはおりません。

委員長 そうですね。

その数については、5ページに説明があります。和名ケ谷中学校に、県費職員1名。これは、ほぼ県との内諾済みという意味で、きょう提案されているわけですね。

学務課長 そうです。教員も決まっております。

委員長 わかりました。

いかがでしょう。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第14号につきましては、これで質疑及び討論は終結し、採決したいと思います。

議案第14号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第14号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第15号

委員長 最後に、議案第15号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

ご説明願います。

学務課長 議案第15号「松戸市教育功労者の表彰について」、ご説明いたします。

松戸市教育委員会表彰規則第2条第1号、多年にわたり、学校職員または教育機関職員として勤務し、勤務成績が特に優秀で他の模範となるに足る者に対して、教育委員会が松戸市教育功労者の表彰を行うとあります。ついては、資料2ページに名簿がありますが、多年にわたり、校長として松戸市の教育の振興・発展に努め、その功績が顕著であった者に表彰状を贈呈するものでございます。

なお、それぞれの校長先生方のご功績等につきましては、推薦調書に記載してございますので、説明は省略させていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

議案第15号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより、質疑及び討論に入ります。

松田委員 今のご説明で、校長または学校の職員としてという説明がありましたが、校長以外で表彰を受けている人は、近年ではどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

学務課長 かつて教頭職でご退職なさった方も、これに含まれて表彰してございます。昨年度

は2名おりました。

松田委員 教頭職で2名ですか。

学務課長 ええ。

委員長 よろしいですか。

松田委員 はい、結構です。

委員長 これは記録として残ると思いますので、誤植という程度のものではないんですけども、3ページ、橋戸先生、「松戸市立同新松戸」の「同」は、除いてください。

学務課長 はい。失礼いたしました。

委員長 4ページ、忍足先生、「松戸市立常盤平第二学校長」、「第二小学校長」です。

学務課長 大変申しわけございませんでした。ありがとうございます。

委員長 いえいえ。記録として残るでしょうから。

次、8ページ、琉先生、最後、「松戸市立横須賀小学校長、平成22年4月1日から」、さかのぼって「平成22年3月31日」になりますが、25年ですね。

学務課長 再度、細かく点検して、記録に残したいと思います。

委員長 記録ですからね。これは直してください。ちょっと読んでいて気になりました。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第15号につきましてはこれで質疑及び討論は終結し、採決いたします。

議案第15号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第15号は原案どおり決定いたしました。

本日の議題は以上です。

◎その他

委員長 その他に移ります。

事務局、何かございますか。

学務課長 先ほどの議案の9号、10号にも多少関連してくることだと思っておりますが、なかなか表に出てこないものでしたので、今、その他の場をかりてお話をさせていただきたいと思っております。

これまで学務課で行っておりました特別支援学級の補助教員派遣業務というものにつきまして、次年度よりこの派遣業務を研究所のほうに移管させていただきたいと思っております。

この件につきましては、具体的には、やはり今は研究所のほうが、各学校を回って、どういう学校にどういう子どもたちがいるのか、細かく掌握しております。そういったところがこういった派遣をしていくほうが、より、子どもたちにとって、あるいは学校にとっても、きめ細かな配慮が行き届くということで適しているものではないかと考え、次年度よりそのように移管させていただきたいと思います。

今、9号、10号と申し上げたのは、10号で研究所の人員が1名増になっているのは、そういう事情でございます。ただ、9号のほうには具体的な事業名では出てきておりませんでしたので、なかなか説明も、どこでしていいかあれでしたので、その他のほうでさせていただきました。

以上でございます。

委員長 とてもわかりやすいです。ありがとうございます。

これについては、特にご意見はありませんか。いいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 そのほか、何かございますか。

教育総務課長 通学路におきます放射線量の測定の結果について、また、通算で4回目になりますが、速報的にご報告させていただきます。

お手元に、「通学路における放射線量の測定の結果について」というメモを、今お配り申し上げますけれども、ご覧いただきまして、順番にご説明申し上げます。

1が測定の期間ということで、本年1月21日から2月15日まで、実際に測定を行っております。

測定の要員は、教育委員会の事務局の職員、この建物の中にある課の職員が、応援で職員を出しまして、21名。それから、今回は臨時職員4名を配置いたしました。

それから、3番目の測定箇所でございますが、小学校周辺の主要な通学路ということで、地点が1,132カ所でございます。前回、夏に測ったときは269カ所でしたが、今回は本年の2回目ということですので、全地点、一応測ったということでございます。

それから、測定方法でございますが、道路の路面から50センチの高さでの測定ということで、前回までは5センチの高さだったんですけれども、測定当初以後に市の放射能対策総合計画ができて、その中でこの辺の基準が決まりましたので、今回それに合わせたという

ことでございます。

次に、5の測定結果でございますが、測定の数値が、1,132カ所測ったということは申し上げましたけれども、うち、基準であります0.23マイクロシーベルトを超えた箇所は198カ所ございました。それで、そのうちの最大値が0.41マイクロシーベルトということございまして、この程度であればそんなに危険な数字ではないだろうということで、立入禁止云々というような措置は一切行っておりません。

それから、(2)の数値変動の原因でございますが、これもご承知のとおりでございますけれども、汚泥といいますか、放射性物質の仮置き場というようなものがまだ確保できておりませんので、どうしても抜本的な対策がとれないということで、余り数値も変わっていないのではないかとございまして。

数値が高めのところは、当然でございますが、道路管理担当課にご連絡して清掃していただいているという状況でございます。

それから、公表は、今月中の公表に向けて、今、最終的な確認作業中でございますが、今回から市のホームページが、地図情報システムとっておりますものが全く新しいものになりまして、それを活用した形になっております。これによりまして、今まで手作業でやっていたんですけれども、今後かなり長い年月はかるというようなことについても、事務的な負担が少なくて正確性が確保できると、このように思っております。

今後の対応といたしましては、当然ではございますが、今後も定期的に測定して公表してまいりたいと思っております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

何か、ご質問等ありますか。

山田委員 その仮置き場の問題は大変難しい問題ですけれども、目途といいますか、それは今のところはないということでよろしいでしょうか。

教育総務課長 そうですね、率直に申し上げますと身も蓋もないんですけれども、現実どうだという情報は全くございません。いろいろ検討は、内部的に当然しているということでございますが、ご承知の我孫子の仮置き場の問題も相当もめておりますけれども、なかなか検討が進んでいないというのが実情でございます。

委員長 ほかに、よろしいですか。

どうもありがとうございます。

最後に、7のところは、今後も定期的な測定を継続するということですので、お願いします。

学校教育担当部長 本日の千葉日報のほうに掲載された記事について、ご紹介申し上げます。

内容につきましては、来年度から、議会を通過してからなんですけれども、英語のデジタル教科書が、市内の公立中学校に一斉に入るのは県内で初だということから、千葉日報の取材を受けまして、本日、ちょっと今、これしかなくて申しわけないですが、このような形で、学校での授業をやっている様子ですか、こんなふうに行っているんだなんていうことで取材を受けたのが、本日の記事になって載っておりますので、ご紹介申し上げたいと思います。

これは、こんなふうな、デジタル教科書とはこういうものだ、あるいはこんなふうに使っていくんだ、あるいはこういった機材と一緒に使うんだということで、電子黒板ではなくて、プロジェクターで黒板に映し出すようなこと等が紹介されていて、今後どんなふうに効果が上がるんだということで、若い先生がふえてきているので、若い先生方がそういうICTなんかを得意なので、こういったものを使ってやると、子どもたちがより効果的な授業ができるということで、ご紹介申し上げた内容が載っております。

以上でございます。

委員長 ほかに、事務局で何か報告事項ありますでしょうか。

室長、どうぞ。

企画管理室長 資料を配付いたします。

お手元にお配りした資料でございますけれども、この2枚のほうが、前回の教育委員会会議のほうでご審議いただいた松戸市の教育施策の部分です。これは、内容は、前回お渡ししたものと同一内容です。ただし、それに伴う補助資料としておつけしたものと、こちらの資料とでは、予算がよくわからないので、大変不都合を生じた資料だったということでご指摘をいただきまして、ごもっともだということで、早速、事務局のほうで直ささせていただきまして、この教育施策のほうに、事業の前に、小さいんですけども、ページ数を振っております。

例えば重点1の上から3行目、特色ある学校づくり推進事業であれば、ページ5と振っております。そうしますと、こちらのもう一方の資料はそれぞれの事業ごとの予算を示したものでございます。ですから、これですとページ5を開いていただきますと、ちょっと探していただかなきゃならないんですけども、真ん中よりちょっと下、特色ある学校づくり推進事業とあります。そうすると、ここに出ている推進事業には幾ら予算がかかっているのかな

という、このページ数で見ていただきますと、ここに今年度と来年度の予算が記されているという形で、この事業には幾ら、この事業には幾らというのがこれでわかるようにさせていただきます。

これを改めて配らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。申しわけございませんでした。

委員長 わかりました。ありがとうございます。

ほかにございますか。事務局は以上でよろしいですか。

委員の皆さん、何かございますか。特にありませんか。

それでは、次回の教育委員会会議の日程について、事務局お願いします。

企画管理室長 平成25年4月定例会でございますが、平成25年4月11日の木曜日、午後2時から、こちら5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。

委員長 委員の皆さん、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、確認いたします。次回教育委員会会議は、平成25年4月11日、木曜日、午後2時から、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

委員長 以上をもちまして、平成25年3月定例教育委員会会議を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午後 3時55分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員